

## 職員の不祥事に係る処分について

総務部  
市立病院

## 1 事案の概要

(発生日時) 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午後 10 時 50 分頃

(事故概要) 飯田市鼎上山地籍の公道において、飯田市立高松診療所の 60 代の技師が信号待ちで停車中の普通乗用車 (6 名乗車) に追突し、そのまま現場を立ち去った事案で、事故発生から 3 日目に警察の要請により出頭したものの。

(被害状況) 車両の損傷、複数名が医療機関を受診

(その他) 当事者からの事情聴取の過程で、事故の直前まで飲酒した旨の説明がなされている

## 2 処分の内容

- ・当該職員は、平成 30 年 4 月 27 日付 免職 (懲戒処分)
- ・飯田市立病院長 (上司) は、平成 30 年 4 月 27 日付 口頭厳重注意 (矯正措置)

## 3 再発防止に向けた取組

住民の信託により公務を担う市職員が飲酒のうえ、あて逃げ事故を起こしたことは、一職員の不祥事に留まらず、市政全般の遂行に重大な支障をきたすことにつながる。

この度の事案を受け、職員の服務規律の確保を徹底するとともに、市民の信頼を損なう不祥事を絶対に起こすことのないよう、再発防止に向けて次の取組みを行う。

## 【全庁で取り組むこと】

- すべての職員が自分のこととして認識するため、各職場において交通事故防止に向けた話し合いを行い、飲酒運転撲滅と合わせた取組みを宣誓書として作成し、執務室内に改めて掲示する
- 6 月末日まで、職場単位等の親睦や懇親を目的とする飲酒を自粛する
- 5 月 10 日に開催した交通安全講話には全職場から出席させた。(252 人出席) 所属長にあってはその内容を各所属での例会等で周知徹底させるものとした
- あらゆる機会を通じて飲酒運転防止をはじめとする法令遵守 (コンプライアンス) のための啓発を実施する

## 【市立病院で特に取り組むこと】

- 9 月末日まで、職員同士の親睦や懇親を目的とする飲酒を自粛する
- すべての職員を対象とした交通安全講話を実施 (5 月 17 日・21 日、計 4 回) し、飲酒運転禁止と交通事故防止を徹底する

## 4 その他

- 飯田市長は市立病院の設置者として、給与の 10% (1 ヶ月) の減額を議会に諮る
- 飯田市立病院長、自らの申出により給与の 10% (1 ヶ月) を返納する